

地方自治法第 130 条

- 1 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。
- 2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。
- 3 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。